一　道路の種類　一般国道
二　路線名　二十五号
三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
伊賀市下柘植字界外六七六〇番一から同市下柘植字段木五一五二番三まで	○・○○～一○・○○（メートル）	○・六一九（キロメートル）

四　指定する期日　平成二十六年八月十八日

○中部地方整備局告示第百四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年八月十八日

中部地方整備局長　八鍬　隆

その関係図面は、平成二十六年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十五号	伊賀市下柘植字界外六七六〇番一から同市下柘植字段木五一五二番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年八月十八日

○中部地方整備局告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十八日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　二十二号　愛知県清須市朝日地先から愛知県一宮市北方町北方地先

(二)　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　アルテリア・ネットワークス株式会社　代表取締役社長　大澤　智憲

住所　東京都港区芝浦四丁目二番八号

(三)　他の管理者が行う道路の管理の内容

一般国道二十二号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び一般国道二十二号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

(四)　管理の期間　平成二十六年七月十四日から本協定の存続する日まで

○九州地方整備局告示第百七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福岡市東区下原四丁目一〇一五番一から同市博多区榎田一丁目一番三まで	前	B A 二〇・〇〇～二四・五〇	九四・五〇（メートル）	一三・九九三（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 二〇・〇〇～二四・五〇	一〇二・〇〇 九四・五〇 一〇二・〇〇	九九七〇 一三・九九三 九九七〇

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

国会事項

衆議院

勧告書受領

八月七日人事院総裁一宮なほみから次の勧告書を受領した。

国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、国家公務員の寒冷地手当に関する法律等の規定に基づく一般職の職員の給与等についての報告、勧告及び公務員人事管理についての報告

人事異動

会計検査院

会計検査官

検査官　柳　麻理（小林　麻理）

会計検査院長河戸光彦海外渡航不在中会計検査院法施行規則第八条の規定により会計検査院長の職務を代行する（八月十六日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、八月十三日午後五時十五分御出門、発掘された日本列島展二十周年記念―発掘された日本列島二〇一四　日本発掘―を御覧のため、東京都江戸東京博物館（墨田区）へ行幸啓、同六時三十三分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成26年8月18日

東北地方整備局長　縄田　正

道路の種類	区間	路線名
一般国道	八戸市大字田面木字赤坂一番一から同市大字田面木字上田面木三六番七までの上下線	104号

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、徳島労働局の関係労働者を代表する者藤森申二の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成26年８月18日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、徳島労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成26年８月27日

4　推薦書及び添付書類提出先　徳島労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考